

# いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

甲賀市立大原小学校

## 目 次

1. はじめに.....	- 1 -
2. いじめの定義 .....	- 1 -
3. いじめの理解 .....	- 2 -
4. いじめの禁止 .....	- 2 -
5. いじめ防止等のための組織.....	- 2 -
生徒指導体制.....	- 3 -
6. 学校全体としての取組.....	- 3 -
学校の基本姿勢.....	- 3 -
(1) いじめ防止のための取組 .....	- 3 -
(2) いじめの早期発見 .....	- 3 -
(3) いじめへの対処.....	- 4 -
(4) 家庭及び地域との連携.....	- 4 -
《家庭》 .....	- 4 -
《地域》 .....	- 4 -
(5) 関係機関との連携 .....	- 5 -
7. 重大事態への対処 .....	- 5 -
(1) 重大事態の意味について .....	- 5 -
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施.....	- 5 -
8. 基本方針の見直し .....	- 6 -
9. いじめ防止等に向けての年間計画.....	- 6 -
わが校のストップいじめアクションプラン .....	- 8 -

# 甲賀市立大原小学校 いじめ防止基本方針

令和6年（2024年）4月1日制定  
甲賀市立大原小学校長 東 文三

## 1.はじめに

いじめ問題への対応は学校における重要課題の一つである。その解決のため、学校が一丸となって組織的に対応していかなければならない。平成25年9月28日に施行されたいじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、ここに本校のいじめ防止等に関する基本的な方針（以下「学校の基本方針」という）を策定する。

いじめ問題への取組は、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、それぞれの役割と責任を自覚し、いじめ問題を克服することを目指して行われなければならない。

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめ防止等の対策は、学校の内外を問わず、その取組を進めることができが大切で、そのことにより、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができ、いじめが行われなくなるようにしなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

## 2.いじめの定義

- 1 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校において、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
  - 2 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
  - 3 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。
  - 4 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）などをいう。
  - 5 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのようであっても、いじめられている児童生徒の感じる被害性による見極めが必要である。
- ※ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする

- ・金品を隠されたり、たかられたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」のなかには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者等の意向への配慮をしつつも早期に警察に相談・通報し、連携した適切な対応をとることが重要である。

### 3. いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験することが往々にしてある。

しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、当該いじめ行為が繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性がある。

まずは、被害児童生徒の思いに寄り添い、その立場に立った取組と、併せていじめという行動形態をとる加害児童生徒の心の葛藤等に着目した取組が重要である。

さらに、いじめは加害・被害という二者の関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立て面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えていたりする「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体に「いじめを許さない」とする雰囲気が形成され、それが風土として定着することを目指さなければならない。

### 4. いじめの禁止

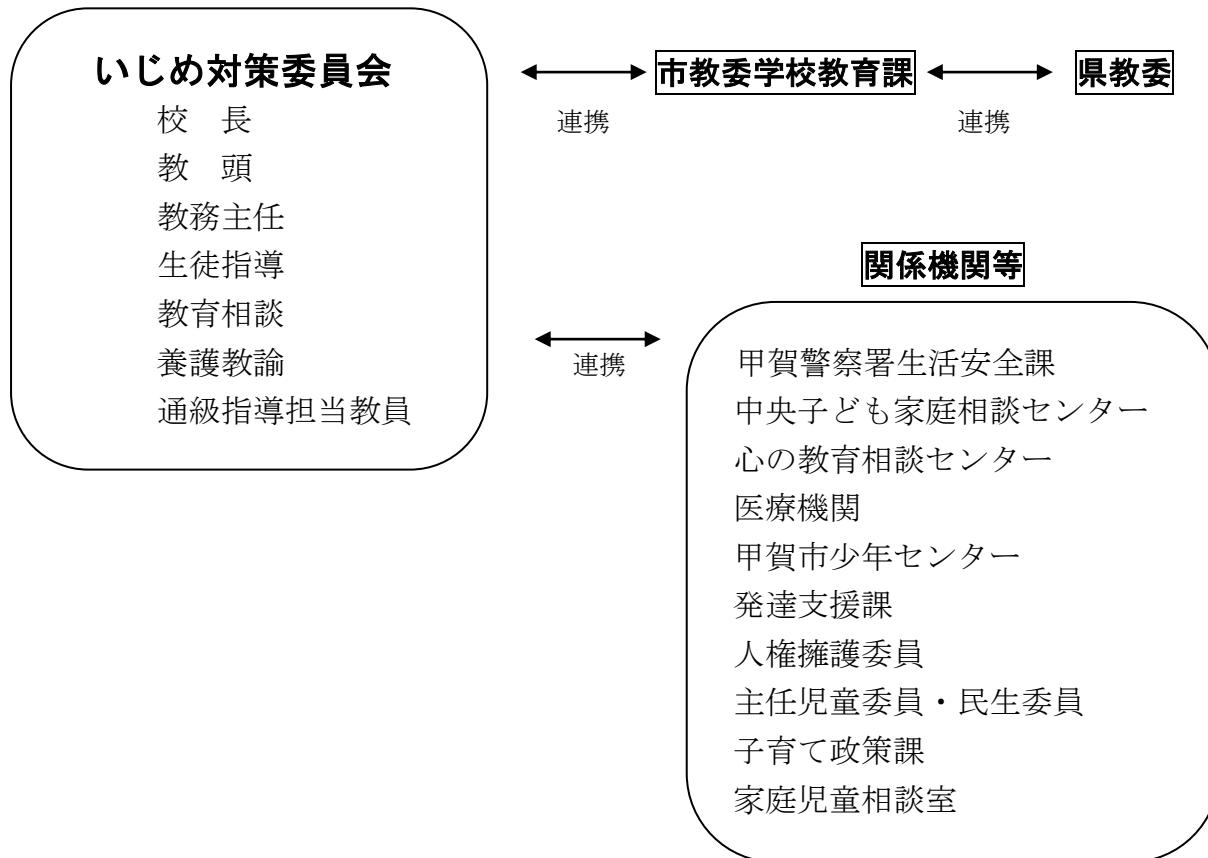
児童は、いかなることがあろうともいじめを行ってはならない。また、いじめが行われているのを周りで見たり、聞いたりしたときは、速やかに周りにいる教職員、保護者、地域の大人に相談すること。

### 5. いじめ防止等のための組織

「いじめ」はいじめられた児童の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、児童本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第20条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

学校には、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織を置き、その組織体制は、以下の組織図による。この組織は、いじめ防止等に関わり、学校内で中心的な役割を果たすものとする。

## 生徒指導体制



## 6. 学校全体としての取組

### 学校の基本姿勢

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組をもとに、いじめの防止、いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等を具現化し実践していく。こうした取組を徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、P D C Aサイクルを通して取組の充実を図っていく。

#### (1) いじめ防止のための取組

いじめの防止については、学校教育活動全体を通じて、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見とれるよう取組を進めていく。

- ① 児童等の豊かな情操と道徳心を培う。
- ② 児童があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取組を進める。
- ③ 道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、学校・家庭・地域等児童に関わる全ての大人が連携して、児童の些細な変化に気づく力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取組にあたる。

- ① いじめの早期発見のための、定期的なアンケート調査や教育相談の実施。

- ② さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ③ 地域・家庭・関係機関と連携して児童を見守っていく。

### (3) いじめへの対処

いじめが確認された場合、時系列で状況把握と事実確認を記録する。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切、かつ、迅速に指導する。

- ① いじめについて状況把握を行い、事実確認をし、記録する。
- ② 学校としての組織的対応をする。
  - ・ いじめ対策委員会の開催
  - ・ 重大事態への対処の判断
  - ・ 組織的対応
- ③ 家庭への連絡・相談をする。教育委員会への報告を行い、指導を受ける。
- ④ 事案に応じて、関係機関との連携を図る。

### (4) 家庭及び地域との連携

家庭や地域でのいじめ問題への関心は非常に高い。いじめ問題は、社会全体で取り組む人権・子育ての重要なテーマであり、児童の健やかな成長を促すためにも、学校関係者と地域、家庭との連携が不可欠である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する必要がある。

#### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取組をするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気をつけ、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「子どもたちのSOSをキャッチしよう」等を配布して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取組を実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取組を図っていく。

- ① 学校と保護者とが情報を共有する。
- ② 家庭でのいじめの気づきのための取り組みを進める。
- ③ P T Aの活動で「いじめ未然防止」等の研修の充実を図る。

#### 《地域》

校長の諮問機関である学校評議員会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取組を進め、協力を仰ぐ。

また、主任児童委員をはじめとして、民生委員、地域ボランティア等の協力を仰ぎ、地域での子育ての在り方や、親子での取組等を通して、地域としての子どもへの関わりを深めてもらう。

- ① 学校評議員会への働きかけを進める。
- ② 地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③ 地域の関係団体との連携を進める。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要である。いじめが、犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める場合は、早期に警察に相談することとし、特に、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、直ちに警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ① 市教育委員会や関係機関による取組との連携を図る。
- ② 児童への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③ 必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図る。

# 7. 重大事態への対処

## (1) 重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

①「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などである。

②「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

## (2) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となつたいじめ行為が、

- ・いつから(いつ頃から)か
- ・誰から行われたか
- ・どのような態様だったのか
- ・いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係の問題点は何か
- ・学校教職員がどのように対応したか

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合

い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

## 8. 基本方針の見直し

隨時基本方針は見直し、より実効性のあるものとしていく。

## 9. いじめ防止等に向けての年間計画

### 令和5年度「ストップいじめ行動計画・年間計画」(甲賀市立大原小学校)

月	教職員・児童生徒の取組や活動	P T A・地域の取組や活動
4 月	<input type="checkbox"/> 本校児童についての共通理解  <input type="checkbox"/> いじめ防止対策に関する研修 <input type="checkbox"/> 生徒指導部会  <b>■いきいき生活アンケート（月1実施：年間）</b>	
5 月	<input type="checkbox"/> 小中連絡会 <input type="checkbox"/> 人権・教育相談研修（事例研修）  <b>■教育相談実施</b>	<b>▲地区懇談会</b>  <b>▲◆（子育て）人権研修会</b>
6 月	<input type="checkbox"/> 保幼小連絡会	<b>◇民生児童委員との懇談</b>
7 月		<b>△◇大原祇園巡視</b>  <b>◇学校評議員会</b>
8 月	<b>■人権研修</b>	
9 月	<input type="checkbox"/> 生徒指導部会（必要に応じて）	

10	□生徒指導部会（必要に応じて） 月 ■教育相談実施	
11	■●人権・教育相談研修（個の見取り） 月	□親子芸術鑑賞
12	□人権・同和研修 月 ○人権週間（人権標語・人権作文の取組） ●やさしさ集会（人権集会）	◇学校評議員会
1	□生徒指導部会（必要に応じて） 月 □保幼小連絡会	
2	■●教育相談実施 月 □保幼小連絡会	◇学校評議員会
3	□児童の引継ぎ 月 □小中連絡会	
年 間 を 通 し て	□子どもを語る会（職員会議・随時） ■「いじめの事案」「いじめの疑いのある事案」の確認 および指導（担任→生徒指導主任→管理職） ■人権の日（毎月1回） □生徒指導・教育相談部会・ケース会議（随時） ■●「ふれあいタイム」（学級遊び・毎週金曜日昼休み）	▲人権図書回覧（通年・学年） ▲DVD利用学習会（各学年での親子活動）

□：教職員の取組や活動 ○：児童生徒の取組や活動 △：PTAの取組や活動 ◇：地域の取組や活動

(特に重点的に取り組む内容：■、●、▲、◆のマーク)

## わが校のストップいじめアクションプラン ～いじめの未然防止、早期発見・早期対応～

### 目指す学校

#### いじめをしない、させない、見逃さない学校

##### 子どものアクション

- いじめのない明るく楽しい学校・学級づくりを進める。
  - ・ 帰りの会などで「友だちの良いところ探し」を実施する。
  - ・ 毎週金曜日の昼休み「ふれあいタイム（学級全員遊び）」で仲間づくりを推進する。
- 児童会活動によるいじめ根絶運動を推進する。
  - ・ 12月の「やさしさ集会」で標語募集や創作劇発表を行う。
  - ・ やさしさツリーによる全校のありがとうメッセージ。

##### 家庭や地域と連携したアクション

- ・ プランを全戸配布し、PTA総会・地区別懇談会等で説明する。
- ・ いじめに関するPTA研修会を実施する。
- ・ 民生委員児童委員や学校評議員といじめ問題への取り組みに関して懇談をする。
- ・ 家庭訪問（電話連絡）などで、家庭との連携を密にする。
- ・ 児童クラブや幼稚園、保育園との連携を密にする。

##### 教職員のアクション

- 「いじめを絶対に許さない」学校づくりに向けての共通理解・共通実践を進める
  - ・ 「いじめを絶対に許さない。いじめられている人を守り通す。」ことを宣言する。
  - ・ いじめに対する問題意識やいじめを見逃さない洞察力、問題を解決する為の指導力を磨くための研修会を積極的に開催する。
  - ・ 小中連携を大切にし、9年間の継続的な指導に努める。
- 子どものSOSを見逃さない（早期発見）
  - ・ 休み時間、昼食時等において子どもとふれあい、信頼関係の構築に努める。
  - ・ 「学校全体で子どもを教育する」組織的な生徒指導・教育相談体制を充実させる。
  - ・ 日記指導の中で、子どもの本音やつぶやきに目を向け、指導につなげる。
- いじめがあることを前提に主体的にいじめを掘り起こす
  - ・ いじめに関するアンケート（いきいきアンケート）を毎月行い、気になる子との面談をするなど見逃さないための継続的指導を徹底する。合わせて、教育相談（6月、11月、2月）と子どもを語る会（7月、11月、毎職員会議時）も実施し「いじめの疑いがある事案」の把握に積極的に取り組む。
  - ・ 生徒指導・教育相談部会で報告・相談・協議したことは全職員で共通理解する。

##### 課題

- ・ 教師主導の指導になりがちである。子どもたち自ら考え実行することで「いじめ」を減少させたい。

##### 成果

- ・ 「いきいきアンケート」によりいじめの認知件数は増加し、丁寧な教育相談を推進した。
- ・ 人権の日の取組や、やさしさ人権委員会からのメッセージを掲示する活動で仲間づくりを進めた。
- ・ 学級での話し合いやワークショップ等の活動を通し、実践的な態度をめざせるようになってきた。